水道とくらし

No.41
2025

編集・発行 蕨市水道部　蕨市中央2−10−6　TEL 048（431）3507

蕨市水道部は令和６年能登半島地震の被災地に職員を派遣しました。

令和６年能登半島地震で被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

派遣の概要	
派遣先	石川県輪島市
期間	令和６年３月２日～３月７日
人数	４人
総給水回数	28回
総給水量	10,950L

輪島市の被害状況

蕨市は、能登半島地震の中でも被害の大きかった石川県輪島市で応急給水活動を行いました。

輪島市では、全壊、半壊、一部損壊合わせて14,000棟を超える住居被害がありました。

現地では、家屋の倒壊や液状化の影響によるマンホールの隆起などが多く見られ、被害の甚大さがうかがえました。

▲ 液状化によるマンホールの隆起

▲ 倒壊した家屋

応急給水活動の様子

▲ 避難所の1㎥仮設タンクへの給水

▲ ペットボトルへ直接給水

輪島市では派遣された時点で市内全域の約6,400戸で断水が起こっていました。そのような中、現地では避難所に配備された仮設の1㎥タンクや市民の方が持参したペットボトルなどへの給水活動を行いました。

活動の中では、午後1時頃に仮設タンクを満水にしても次の日の朝にはほとんど水が残っていないという状況もあり、派遣された職員からは「今回の被災地での活動を通じて、生活していく上でいかに水が欠かせないものであるか、その水を絶やすことなく給水し続けることがいかに大切かということに気づかされました。」「ポリタンクやペットボトルなどの水を受け取るための容器を日頃から準備しておくことも大切だと感じました。」などの声が上がりました。

耐震化への取り組み

蕨市水道部では、地震に備えて積極的に耐震化に取り組んでいます。

特に災害時に重要な拠点となる病院、避難所、防災拠点などへ配水を行う重要施設配水管路の耐震適合率については、令和３年度末時点で85.2%（令和５年度末時点で92.8%）となっており、全国平均の38.7%を大きく上回っています。

大地震の際に、断水被害を最小限にとどめるため、引き続き耐震化に取り組んでまいります。

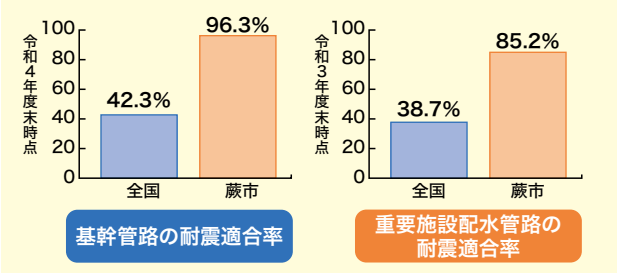

継ぎ手が抜けない理由

通常時

管aの突起の両側に隙間があり、管aが左右にスライドできるようになっている。

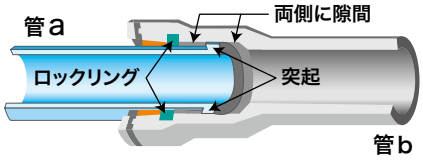

地震発生時

管aの突起がロックリングに引っかかるため、地震で矢印の方向に引っ張られても管aは抜けない。

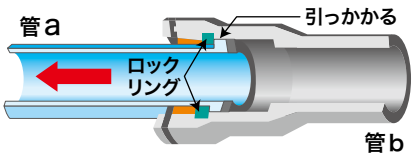

＼冬季は水道管の凍結にご注意を！／

宅内の給水管は、気温がマイナス4度以下、または日陰や風当たりの強い所ではマイナス1～2度以下が数日続くと、凍ったり破裂したりすることがあります。

凍結した管が破裂すると、大切な水道水を無駄にするばかりではなく、水道料金や修理費用が必要以上にかかることになりますので、冬季は気象情報に十分注意していただき、自宅の水道管の「凍結防止策」を万全にいたしましょう。

凍結しやすい水道管

屋外で水道管がむき出しになっていたり、風当たりの強いところにあるものは注意が必要です。

凍結を防止するには

水道管の上に、布か発泡スチロールなどの保温材を巻き、その上にビニールテープを巻いて保温してください。

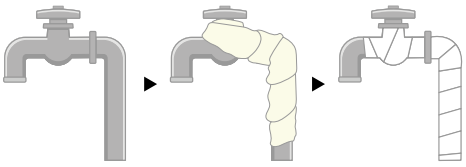

もし凍結したときは

自然に溶けるのを待つか、蛇口をタオルなどで覆い、上からぬるま湯をゆっくりかけて徐々に溶かしてください。

※熱湯を直接かけると水道管が破裂することがありますので、くれぐれもご注意ください。

もし破裂したときは

メーターボックス内にバルブがある場合は、閉めることで漏水を止めることが出来ます。水を止めた後、蕨市指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。

指定給水装置工事事業者はこちら▼

水道料金・下水道使用料について

蕨市では用途別料金を採用しており、2カ月ごとにご請求をしています。水道料金等は、使用水量に基づいて基本料金と超過料金を組み合わせて計算した額と、消費税等相当額との合計額になります。

水道料金（1か月）

1m³（立方メートル）＝1,000リットル

家事用　基本料金：10m³まで900円（税抜）
●超過料金1m³につき

使用水量（m³）	金　額（円）
11 ～ 20	135
21 ～ 30	155
31 ～ 50	200
51 ～ 70	220
71 ～	270

営業用　基本料金：10m³まで1,000円（税抜）
●超過料金1m³につき

使用水量（m³）	金　額（円）
11 ～ 20	175
21 ～ 40	200
41 ～ 70	230
71 ～ 100	300
101 ～	330

下水道使用料（1か月）

1m³（立方メートル）＝1,000リットル

共　通　基本料金：10m³まで610円（税抜）
●超過料金1m³につき

使用水量（m³）	金　額（円）
11 ～ 20	58
21 ～ 50	70
51 ～ 100	90
101 ～ 200	125
201 ～ 500	150
501 ～ 1000	165
1001 ～	190

家事用で46㎥（1か月あたり23㎥）使用した場合の計算例

水道料金
基本料金：10m³まで900円（A）
11～20m³分：135円×10m³＝1,350円（B）
21～30m³分：155円×3m³＝465円（C）
{（A）＋（B）＋（C）}×2か月分
：2,715円×2＝5,430円（D）
（D）×消費税：5,430円×1.10＝**5,973円**

＋

下水道使用料
基本料金：10m³まで610円（E）
11～20m³分：58円×10m³＝580円（F）
21～30m³分：70円×3m³＝210円（G）
{（E）＋（F）＋（G）}×2か月分
：1,400円×2＝2,800円（H）
（H）×消費税：2,800円×1.10＝**3,080円**

令和5年度　水道事業決算のあらまし

収益的収支（消費税及び地方消費税抜き）

水道料金を中心とした収入と、水道水を作り、みなさまのご家庭に送るための費用です。
主な費用は、水道水の原水（県水）を購入する経費、浄水場や配水管の維持管理に要する経費、固定資産の減価償却費などです。

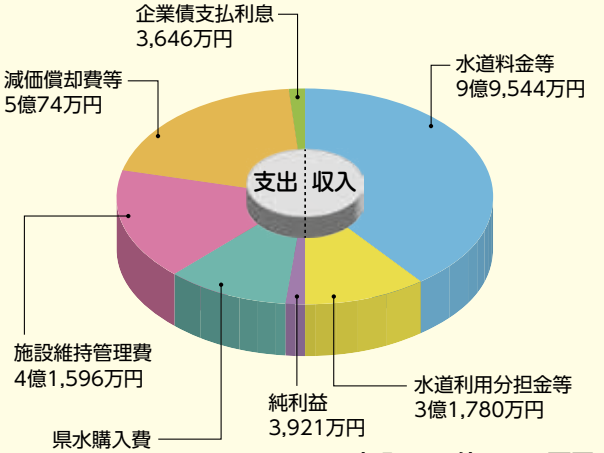

収入　13億1,324万円
支出　12億7,403万円

資本的収支（消費税及び地方消費税込み）

工事費用に充てるための借入金や工事負担金等の収入と、水道設備の整備、老朽化した施設の更新や配水管の耐震化などの設備投資のための費用です。
収支不足額は、資本拡充のために企業内部で留保、積立した資金を取り崩すなどして補てんします。

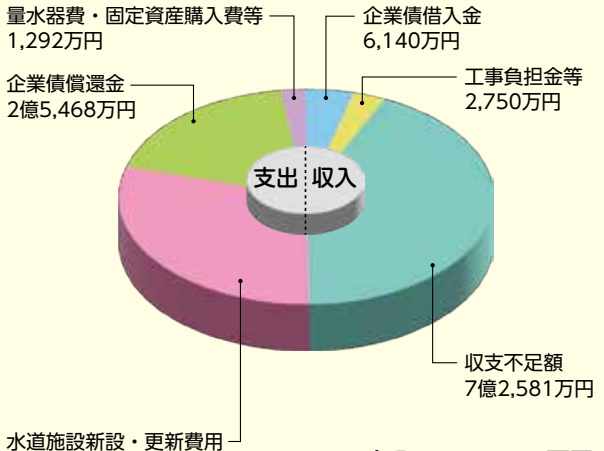

収入　8,890万円
支出　8億1,471万円

※資本的収支の不足額は、内部留保資金（現金支出を伴わない減価償却費など）や建設改良積立金の取り崩しなどにより補てんしました。

企業債残高　21億5,751万円（前年比 1億9,328万円減）

水道水の安全性について

令和6年８月水道水水質検査結果

蕨市の水道水源の約３分の２は埼玉県企業局から購入（受水）している「県水」で、約３分の１が市内９か所の深井戸から汲み上げている地下水です。「県水」は、県の浄水場で飲料水としての安全性が確認された水を受水しています。特に、放射性物質の検査では、大久保浄水場が国から委託されていることもあり、厳しい検査が行われており、蕨市においても３か月に１回検査をしています。下表は、水道法に基づいて８月に実施した水質検査の結果です。北町５丁目と塚越７丁目で検査したうち、数値の高い結果を掲載していますが、いずれも国の基準を大きく下回る安全な水となっていますので、引き続き安心してご利用ください。

	No.	水質検査項目	水質基準値	結　果
人の健康に関する31項目	1	一般細菌	100個/mL 以下	0
	2	大腸菌	検出されないこと	不検出
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	<0.0003
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	<0.00005
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001
	8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	<0.002
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	<0.004
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	<0.001
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	2.77
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	0.09
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.03
	14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	<0.0002
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	<0.005
	16	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	<0.001
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	<0.001
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.001
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.001
	20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	<0.001
	21	塩素酸	0.6mg/L 以下	<0.06
	22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	<0.002
	23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	0.018
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	0.007
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	0.007
	26	臭素酸	0.01mg/L 以下	<0.001
	27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	0.039
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.005
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	0.012
	30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	0.002
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	<0.005

	No.	水質検査項目	水質基準値	結　果
生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれのある20項目	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	0.014
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	0.03
	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	<0.03
	35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.01
	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	15.2
	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	0.001
	38	塩化物イオン	200mg/L 以下	20.4
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	87
	40	蒸発残留物	500mg/L 以下	168
	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	<0.02
	42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	<0.000001
	43	２－メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	0.000001
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	<0.005
	45	フェノール類	0.005mg/L 以下	<0.0005
	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L 以下	0.7
	47	pH値	5.8以上8.6以下	7.5
	48	味	異常でないこと	異常なし
	49	臭気	異常でないこと	異常なし
	50	色度	５度以下	<0.5
	51	濁度	２度以下	<0.1
他項目		残留塩素	0.1mg/L以上	0.53

備考　1. 記号「<」は、「未満」を表しています。
　　2. 平成26年度から「亜硝酸態窒素」が追加となりました。

・水道水の放射性物質検査結果について

蕨市では、3か月に1回、水道水の放射性物質検査を実施しています。本市の水道水は約3分の1が約200mの深さの密閉式井戸から取水している井戸水ですので、放射性物質の影響を直接受けることはありません。

検査結果は、初回（平成23年3月25日）で検出されて以降、不検出となっているため、蕨市の水道水は安心・安全です。

・地下水の水質検査結果について

蕨市の地下水（原水）の水質試験結果は、39項目のうちほとんどの項目で水道水の水質基準値の1割程度であり、良好な水質であることを示しています。

・PFAS（有機フッ素化合物）について

国では暫定目標値としてPFASのうち、代表的なPFOSとPFOAの合算値を50ng/L以下と定めております。蕨市では市内2箇所で水道水の検査を実施しており、令和6年度の検査結果は4ng/L及び2ng/L未満でした。そのため、安心してご利用できる水道水となっています。（1ng/Lは1リットルあたり1億分の1グラムを示す。）

・検査結果及び検査計画は、右記の水道部ホームページよりご確認ください。

（お問い合わせ先：水道部 維持管理課
048－432－2217（直通））

蕨市のホームページから右の番号で検索。

●蕨市の原水・浄水全項目
水質検査結果はこちら

サイト内検索 / ページ番号検索
1001419

●蕨市の水道水の
放射性物質検査結果はこちら

サイト内検索 / ページ番号検索
1001423

●水質検査計画
はこちら

貯水槽水道（受水槽）の管理は設置者の責任です

令和2年の水道法改正により、すべての受水槽について、管理責任の所在が明確となりました。貯水槽水道（受水槽）は設置者の責任においてしっかりと管理をしてください。

貯水槽の清掃

清掃は年に１回以上、定期的に行ってください。また、専門的な知識・技能が必要なため、建築物飲料水貯水槽清掃業者に依頼されますと安心です。

定期検査の受検

水道法により貯水槽容量が 10m³ を超えるものは国土交通大臣登録検査機関(注1)の検査を年１回以上受けなければなりません（詳細は安全安心課にお問い合わせください）。

（注１）国土交通省のホームページをご参照ください。
https://www.mlit.go.jp/

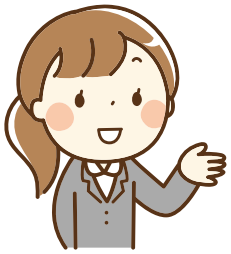

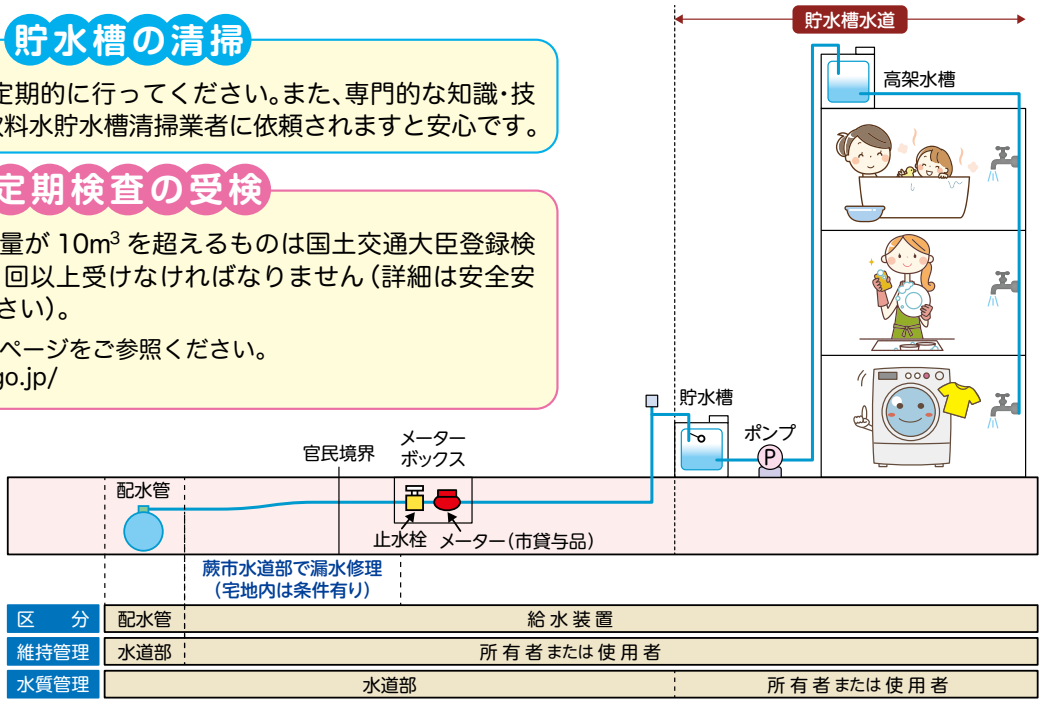

区　分	配水管	給水装置
維持管理	水道部	所有者または使用者
水質管理	水道部	所有者または使用者

悪質な訪問販売にご注意ください

お客様のご依頼のない限り、訪問による水質・配管・水圧調査や給水管の修理・取替などは、行っておりません。
水道部職員、委託業者は**必ず蕨市発行の身分証明書を携帯しています。**

お問い合わせは維持管理課（432）2217へ

水道使用開始・中止手続きをされる方へ

❶ 引っ越してきて水道をご使用になるとき 使用開始
使用を開始するときは「開始する日・住所・使用する方のお名前・電話番号・支払方法（口座振替または納付書によるお支払い）」などの必要事項をあらかじめご連絡ください。

❷ 市外へ引っ越しをされるとき 使用中止
使用を中止するときは「中止する日・使用者名・転出先住所・料金精算方法」などの必要事項をあらかじめご連絡ください。
また、精算方法は現地での現金精算・口座振替（口座振替ご契約中の方のみ）・納入通知書によるお支払いがございます。

❸ 市内で住所が変わるとき 使用中止と使用開始
市内での住所変更（転居）は、前住所の使用中止と新住所の開始の両方の手続きが必要です。
あらかじめご連絡ください。

❶～❸の手続き方法
上記の届出は水道部窓口での受付、お電話でお手続きができます。
また、電子申請によるお手続きもできますのでご利用ください。

手続きはこちらから

電話番号　048（432）5329

蕨市 電子申請・届出サービス ▶

お問い合わせ

- 水道料金に関すること

業　務　課　048(432)5329

- 漏水に関すること
- 水道工事、メーター交換に関すること
- 赤水や水質に関すること

維持管理課　048(432)2217

蕨市水道部
蕨市中央2−10−6
048(431)3507
suidou@city.warabi.saitama.jp

宅地内漏水の発見方法

❶宅地内の蛇口をすべて閉めてください。
❷メーターボックスのふたを開け、メーター内のパイロットを見てください。
❸パイロットが回転していると、漏水の可能性があります。
※漏水の量によって、回転する速さが違います。

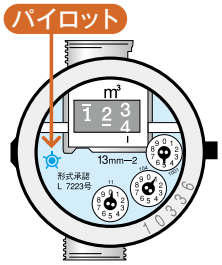

漏水が確認されたら

◆指定給水装置工事事業者に依頼し、修理してください。
費用は、お客様の負担となります。

◆指定給水装置工事事業者などでご不明な点がございましたら維持管理課（432）2217にご相談ください。